

大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 課税決定取消等請求事件  
国側当事者・国(神戸税務署長)  
平成29年8月24日却下・棄却・確定

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	小笠原 博
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	神戸税務署長 高山 孝
被告指定代理人	熊田 篤
同	長西 研太
同	足立 昌隆
同	原田 一信
同	村井 泰人
同	植松 克

主 文

- 1 本件訴えのうち、請求2及び3に係る部分を却下する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、1000円を支払え。
- 2 主位的請求(以下、(1)から(4)までの請求に係る訴えを「本件取消しの訴え」という。)
  - (1) 神戸税務署長が平成27年6月1日付けで原告に対してした、平成21年分の所得税に係る更正処分のうち納付すべき税額614万5600円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分のうち上記に対応する部分を取り消す。
  - (2) 神戸税務署長が平成27年6月1日付けで原告に対してした、平成22年分の所得税に係る更正処分のうち還付すべき税額80万7205円を下回る部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分のうち上記に対応する部分を取り消す。
  - (3) 神戸税務署長が平成27年6月1日付けで原告に対してした、平成23年分の所得税に係る更正処分のうち還付すべき税額107万8799円を下回る部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分のうち上記に対応する部分を取り消す。
  - (4) 神戸税務署長が平成27年6月1日付けで原告に対してした、平成24年分の所得税に係る

る更正処分のうち還付すべき税額51万6611円を下回る部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分のうち上記に対応する部分を取り消す。

3 予備的請求（以下、(1)から(4)までの請求に係る訴えを「本件無効確認の訴え」という。）

(1) 神戸税務署長が平成27年6月1日付けで原告に対してした、平成21年分の所得税に係る更正処分のうち納付すべき税額614万5600円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分のうち上記に対応する部分が無効であることを確認する。

(2) 神戸税務署長が平成27年6月1日付けで原告に対してした、平成22年分の所得税に係る更正処分のうち還付すべき税額80万7205円を下回る部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分のうち上記に対応する部分が無効であることを確認する。

(3) 神戸税務署長が平成27年6月1日付けで原告に対してした、平成23年分の所得税に係る更正処分のうち還付すべき税額107万8799円を下回る部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分のうち上記に対応する部分が無効であることを確認する。

(4) 神戸税務署長が平成27年6月1日付けで原告に対してした、平成24年分の所得税に係る更正処分のうち還付すべき税額51万6611円を下回る部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分のうち上記に対応する部分が無効であることを確認する。

## 第2 事案の概要

### 1 事案の要旨

(1) 神戸税務署長は、平成21年分から平成24年分までの原告の所得税について、帳簿等が作成又は保存されておらず事業所得の金額を実額により計算することができなかつたなどとして、平成27年6月1日付けで、原告に対し、上記各年度に係る各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分（以下、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。）をした。

本件は、原告が、被告を相手に、本件各更正処分のうち納付すべき税額（還付すべき税額）の各1000円分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分のうち上記税額に対応する部分は違法、無効であるとして、主位的に上記部分の取消しを求め（本件取消しの訴え）、予備的に無効確認を求める（本件無効確認の訴え）とともに、神戸税務署の職員による税務調査に関する行為が違法であったなどとして、国家賠償法1条1項に基づき、原告が被った損害の一部請求として1000円の支払を求める事案である。

(2) なお、原告は、当初、上記各請求のほか、神戸税務署長であった乙（以下「乙」という。）及び神戸税務署の職員であった丙（以下「丙」という。）ほか1名に対し、民法709条又は715条に基づき、原告が被った損害の一部請求として1000円の支払をそれぞれ求めていたが、上記3名についての口頭弁論は分離され、平成29年6月8日付けで、原告の請求をいずれも棄却する旨の判決が言い渡されている。

### 2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、掲記の各証拠（枝番のあるものは特記しない限り全枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる。

#### (1) 当事者

ア 原告は、弁護士である。

イ 乙は、平成26年7月10日から平成27年7月9日まで、神戸税務署長の職にあった

者である（乙1、2）。

ウ 丙は、平成26年4月当時、神戸税務署の職員であった者であり、本件各更正処分等に係る税務調査を担当した者である。

#### （2）本件各更正処分等の経過等

ア 原告は、川越税務署長に対し、別表課税の経緯（以下「別表」という。）「確定申告」欄記載のとおり、平成22年3月15日に平成21年分の所得税の確定申告書を、平成23年3月14日に平成22年分の所得税の確定申告書を、平成24年3月12日に平成23年分の所得税の確定申告書を、平成25年3月12日に平成24年分の所得税の確定申告書を、それぞれ提出した（丙1～4）。

イ 丙を含む神戸税務署の職員は、平成26年4月頃、本件各更正処分等に係る税務調査を行った。丙は、同月25日、原告の自宅前で、原告に対する税務調査の担当者として、原告の妻と会話をした。

ウ 神戸税務署長は、平成27年6月1日付けで、原告に対し、平成21年分から平成24年分までの所得税について、別表「更正処分等」欄記載のとおり、本件各更正処分等をした（甲1～4、丙6～9）。

エ 原告は、平成27年7月16日、神戸税務署長に対し、本件各更正処分等の取消しを求めて、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）をした（甲6、丙10）。

オ 原告は、後記キの異議決定に先立ち、平成27年8月10日付けで、国税不服審判所長に対し、本件各更正処分等の取消しを求めて、審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした（甲7、丙12）。

カ 国税不服審判所長は、平成27年10月6日付けで、本件審査請求は異議決定を経ずにされた不適法なものであるとして却下する旨の裁決（以下「本件裁決」という。）をした（甲8）。

キ 神戸税務署長は、平成27年10月15日付けで、別表「異議決定」欄記載のとおり、本件各更正処分等の一部を取り消す旨の異議決定（以下「本件異議決定」という。）をし、同決定の決定書は、同月16日、原告に送達された（丙10、11）。

#### （3）本件訴訟の提起

原告は、平成28年12月21日、本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

### 3 争点

被告は、本件取消しの訴え及び本件無効確認の訴えについて本案前の答弁をしており、本件取消しの訴え及び本件無効確認の訴えの本案前の争点、並びに国家賠償請求の本案の争点は、次のとおりである。

#### （1）本案前の争点

ア 本件取消しの訴えの適法性

（ア）本件取消しの訴えの利益（争点①）

（イ）審査請求前置（争点②）

（ウ）出訴期間（争点③）

イ 本件無効確認の訴えの適法性

本件無効確認の訴えの利益（争点④）

#### （2）被告の国家賠償責任の有無（争点⑤）

#### 4 争点に関する当事者の主張

##### (1) 争点①（本件取消しの訴えの利益）

（被告の主張）

ア 課税処分全部又は一部が、異議決定又は裁決により取り消されたときは、当該取り消された部分は効力を失うから、訴訟においてその部分の取消しを求める訴えの利益はない（広島地方裁判所平成2年2月28日判決・税務訴訟資料175号943頁、広島高等裁判所平成2年7月18日判決・税務訴訟資料180号89頁、最高裁判所平成2年12月6日第一小法廷判決・税務訴訟資料181号807頁）。

イ 本件各更正処分等については、本件異議決定により、平成21年分の所得税に関する処分のうち「納付すべき税額」614万3400円を超える部分、平成22年分の所得税に関する部分のうち「還付の額に相当する税額」86万7805円を下回る部分、平成23年分の所得税に関する部分のうち「還付金の額に相当する税額」115万4199円を下回る部分、及び平成24年分の所得税に関する部分のうち「還付金の額に相当する税額」61万3211円を下回る部分が、いずれも取り消されている。したがって、本件各更正処分等のうち原告が取消しを求める部分については、既に本件異議決定により取り消されているから、原告は、その部分について取消しを求める訴えの利益を有しない。

（原告の主張）

争う。

##### (2) 争点②（審査請求前置）

（被告の主張）

本件各更正処分等は、「国税に関する法律に基づく処分」であるため、原告は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ、本件各更正処分等の取消しの訴えを提起することができない（行政事件訴訟法8条1項ただし書、国税通則法（平成26年法律第69号による改正前のもの。以下「通則法」という。）115条1項）。

本件において、原告は、本件各更正処分等の取消しを求めて本件異議申立てをしているものの、その決定前に本件審査請求をしているから、本件審査請求は、通則法75条所定の要件を満たさない不適法なものである。したがって、かかる不適法な審査請求に対する裁決がされても、同裁決は行政事件訴訟法8条1項にいう「裁決」には当たらないから（最高裁判所昭和30年1月28日第二小法廷判決・民集9巻1号60頁）、本件取消しの訴えは、審査請求前置を欠き、不適法である。

（原告の主張）

争う。

##### (3) 争点③（出訴期間）

（被告の主張）

本件審査請求は不適法なものであり、国税不服審判所長において、本件審査請求が却下されているのであるから、本件審査請求及び本件裁決について行政事件訴訟法14条3項の適用はない。そうすると、本件では、本件異議決定が同項にいう「裁決」に該当することになるところ、原告は、平成27年10月16日に本件異議決定に係る異議決定書の送達を受けたのであるから、原告は、同日、同決定があったことを知ったと認められる。そして、原告は、平成28年12月21日に本件取消しの訴えを提起したのであるから、本件取消しの訴

えは、原告において本件異議決定を知った日から6か月を経過し、また、本件異議決定日から1年を経過して提起されたものといえる。したがって、本件取消しの訴えは、出訴期間を徒過して提起されたものであり、不適法である。

(原告の主張)

争う。

(4) 争点④ (本件無効確認の訴えの利益)

(被告の主張)

ア 課税処分の一部が更正処分によって取り消されたときは、その取り消された部分について無効確認を求める利益はないとされており(名古屋地方裁判所平成6年10月28日・税務訴訟資料206号135頁、名古屋高等裁判所平成7年3月30日・税務訴訟資料208号1100頁、最高裁判所平成7年10月3日第三小法廷判決・税務訴訟資料214号15頁)、課税処分の一部が異議決定又は裁決により取り消された場合においても、同様に、その取り消された部分の無効確認を求める訴えの利益はないというべきである。

イ 原告は、本件取消しの訴えで取消しを求める部分と同じ部分を、本件無効確認の訴えの対象としているところ、前記(1)(被告の主張)イのとおり、原告が本件無効確認の訴えの対象とする部分は、いずれも、本件異議決定によって既に取り消されているのであるから、原告において、同部分の無効確認を求める利益がないことは明らかである。

(原告の主張)

争う。

(5) 争点⑤ (被告の国家賠償責任の有無)

(原告の主張)

ア 乙及び丙は、他の職員らと共謀の上、平成26年4月頃、原告の勤務先であった事務所や自宅に何度も違法に侵入し、原告に対し、依頼者との関係で守秘義務があり公開することができない裁判資料について、「裁判資料の原本類を提出せよ。」等と怒鳴り散らした。また、乙及び丙は、他の職員らと共謀の上、同月25日午前9時頃から、原告の自宅敷地内で密かに張り込みをして原告を待ち伏せ、丙が、帰宅した原告の妻や家族に対し、「原告は脱税している。」「納税地を変更せよ。」などと強要し、原告の家族を通じて、原告を脅迫した。

イ 被告は、乙及び丙らの原告に対する各言動等について、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負う。

(被告の主張)

否認ないし争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点① (本件取消しの訴えの利益) について

ア 原告は、本件各更正処分等のうち、平成21年分の所得税に関する処分については、「更正処分のうち納付すべき税額614万5600円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分のうち上記に対応する部分」の取消しを求めている。

しかし、前記前提事実並びに証拠(丙6、10)及び弁論の全趣旨によれば、本件異議決定により、平成21年分の所得税に係る更正処分のうち「納付すべき税額」614万3400円を超える部分が取り消されたこと、同年分の所得税に係る過少申告加算税については、

本税の一部取消しによって計算の基礎となる税額に差額が生じるものの、本件異議決定の前後の増差税額が1万円未満の3200円であり、通則法118条3項に基づく端数計算によって1万円未満は切り捨てられる結果、過少申告加算税の金額に変動はなかったこと、同年分の所得税に係る重加算税については、本件異議決定の前後で計算の基礎となる金額に変動がないため、その税額にも変動はなかったことが認められる。

イ 原告は、本件各更正処分等のうち、平成22年分の所得税に関する処分については、「更正処分のうち還付すべき税額80万7205円を下回る部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分のうち上記に対応する部分」の取消しを求めている。

しかし、前記前提事実並びに証拠（丙7、10）及び弁論の全趣旨によれば、本件異議決定により、平成22年分の所得税に係る更正処分のうち「還付の額に相当する税額」86万7805円を下回る部分を取り消されたこと、本税の一部が取り消されたことに対応して、同年分の所得税に係る過少申告加算税のうち47万9000円を上回る部分を取り消されたこと、同年分の所得税に係る重加算税については、本件異議決定の前後で計算の基礎となる金額に変動がないため、その税額にも変動はなかったことが認められる。

ウ 原告は、本件各更正処分等のうち、平成23年分の所得税に関する処分については、「更正処分のうち還付すべき税額107万8799円を下回る部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分のうち上記に対応する部分」の取消しを求めている。

しかし、前記前提事実並びに証拠（丙8、10）及び弁論の全趣旨によれば、本件異議決定により、平成23年分の所得税に係る更正処分のうち「還付金の額に相当する税額」115万4199円を下回る部分を取り消されたこと、本税の一部が取り消されたことに対応して、同年分の所得税に係る過少申告加算税のうち35万4500円を上回る部分を取り消されたこと、重加算税については、本件異議決定の前後で計算の基礎となる金額に変動がないため、その税額にも変動はなかったことが認められる。

エ 原告は、本件各更正処分等のうち、平成24年分の所得税に関する処分については、「更正処分のうち還付すべき税額51万6611円を下回る部分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分のうち上記に対応する部分」の取消しを求めている。

しかし、前記前提事実並びに証拠（丙9、10）及び弁論の全趣旨によれば、本件異議決定により、平成24年分の所得税に係る更正処分のうち「還付金の額に相当する税額」61万3211円を下回る部分を取り消されたこと、本税の一部が取り消されたことに対応して、同年分の所得税に係る過少申告加算税のうち31万2500円を上回る部分を取り消され、同年分の所得税に係る重加算税のうち44万1000円を上回る部分を取り消されたことが認められる。

オ 以上のとおり、本件各更正処分等のうち原告が取消しを求めている部分は、本件異議決定により既に取り消されているものと認められ、原告は、上記部分について取消しを求める法律上の利益を有しない。

したがって、本件取消しの訴えは、訴えの利益を欠くから、その余の点を判断するまでもなく、不適法である。

## 2 争点④（本件無効確認の訴えの利益）について

原告は、本件各更正処分等のうち、本件取消しの訴えにおいて取消しを求めている部分と同じ部分を、本件無効確認の訴えの対象としているところ、上記1のとおり、原告が無効確認を

求める上記部分は、本件異議決定により既に取り消されているものと認められ、原告は、上記部分の無効確認を求める法律上の利益を有しない。

したがって、本件無効確認の訴えは、訴えの利益を欠くから、その余の点を判断するまでもなく、不適法である。

### 3 争点⑤（被告の国家賠償責任の有無）について

原告は、国家賠償請求に係る違法行為の主張として、平成26年4月頃、当時神戸税務署長であった乙及び神戸税務署の職員であった丙が、他の職員らと共に共謀の上、原告の勤務先であった事務所や原告の自宅に何度も違法に侵入し、原告に対し、裁判資料を提出せよと怒鳴り散らしたとか、同月25日、原告の自宅敷地内で原告を待ち伏せ、帰宅した原告の妻や家族に対し、「原告は脱税している。」などと言って、原告の家族を通じて原告を脅迫したなどと主張している。

しかし、原告は、国家賠償請求に係る違法行為の内容として、上記のような概括的で曖昧な主張をするにとどまり、その日時、場所、行為や発言の具体的な内容等について明らかにせず、この点に関する個別の立証も行わない。また、本件記録を通覧しても、平成26年4月頃の税務調査に関し、税務調査として許される範囲を逸脱するような違法行為があったとは認められない。

したがって、原告の国家賠償請求は、その余の点を判断するまでもなく、理由がない。

### 4 結論

よって、本件取消しの訴え及び本件無効確認の訴えはいずれも不適法であるからこれを却下し、原告の国家賠償請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官 山田 明

裁判官 徳地 淳

裁判官 小林 真由美

(別表)

## 課税の経緯

(単位：円)

年分	申告・更正等 区分	確定申告	更正処分等	異議申立て	審査請求	裁決	異議決定
平成21年分	年月日	平成22年3月15日	平成27年6月1日	平成27年7月16日	平成27年8月10日	平成27年10月6日	平成27年10月15日
	総所得金額	3,302,418	35,636,172	取消し	取消し	却下	35,636,172
	事業所得の金額	3,291,418	33,670,682				33,670,682
	給与所得の金額	0	920,000				920,000
	雑所得の金額	11,000	1,045,490				1,045,490
	所得控除額の計	606,750	606,750				614,450
	社会保険料控除	176,750	176,750				184,450
	源泉徴収税額	4,474,171	5,068,977				5,068,977
	納付すべき税額		6,146,600				6,143,400
	還付金の額に相当する税額	4,302,171					
	過少申告加算税の額		849,500				849,500
	重加算税の額		1,613,500				1,613,500
平成22年分	年月日	平成23年3月14日	平成27年6月1日				平成27年7月16日
	総所得金額	3,562,637	20,060,840	取消し	取消し	却下	20,060,840
	事業所得の金額	3,540,737	19,004,550				19,004,550
	雑所得の金額	21,900	1,056,290				1,056,290
	所得控除額の計	666,100	666,100				820,200
	社会保険料控除	286,100	286,100				440,200
	源泉徴収税額	4,844,341	5,767,805				5,767,805
	還付金の額に相当する税額	4,652,241	806,205				867,805
	過少申告加算税の額		488,000				479,000
	重加算税の額		147,000				147,000
平成23年分	年月日	平成24年3月12日	平成27年6月1日				平成27年7月16日
	総所得金額	4,970,641	19,756,760	取消し	取消し	却下	19,756,760
	事業所得の金額	4,952,141	18,705,734				18,705,734
	雑所得の金額	18,500	1,051,026				1,051,026
	所得控除額の計	631,950	631,950				823,200
	社会保険料控除	251,950	251,950				443,200
	源泉徴収税額	4,433,686	5,931,399				5,931,399
	還付金の額に相当する税額	3,993,686	1,077,799				1,154,199
	過少申告加算税の額		366,500				354,500
重加算税の額		105,000	105,000				
平成24年分	年月日	平成25年3月12日	平成27年6月1日	平成27年7月16日	平成27年8月10日	平成27年10月6日	平成27年10月15日
	総所得金額	5,105,566	19,984,195	取消し	取消し	却下	19,984,189
	事業所得の金額	5,092,366	18,940,801				18,940,795
	雑所得の金額	13,200	1,043,394				1,043,394
	所得控除額の計	599,250	599,250				843,550
	社会保険料控除	219,250	219,250				463,550
	源泉徴収税額	4,603,967	5,473,211				5,473,211
	還付金の額に相当する税額	4,130,267	515,611				613,211
過少申告加算税の額		324,500	312,500				
重加算税の額		444,500	441,000				